

凡例

機関名

主な役割

参集基準

活動内容

①春日井保健所（・江南保健所）
（地域保健医療調整会議）

(1)医療資源の配置調整
(2)医療機関・市町の支援
(3)県への医療支援の要請
(4)DMAT活動拠点本部との連携



震度5強以上の地震が発生した場合

(1)被災状況、医療機関の状況等の把握
(2)医療ニーズの把握
(3)医療チームの受入、医薬品等の調達等の調整 等

②春日井市民病院
（災害拠点病院）

(1)重症者の受入・治療
(2)広域医療搬送機能、地域医療搬送機能

春日井市で震度5強以上の地震が発生した場合

①トリアージの実施と重・中等症患者への対応
②院内患者の診療と重症患者の受入
③薬剤・医療材料の調達
④転搬送計画管理

災害対策マニュアルに基づき活動

病院、災害対策本部の参集職員にて災害情報統括、診療統括、災害初期統括、職員統括、入院調整統括、診療支援統括、医療安全統括、情報連絡班などにて各役割を担当する。

③名古屋徳洲会総合病院
（災害連携病院）

(1)中等症者の受入・治療
(2)容体が悪化した重症者の受入
(3)地域医療搬送機能

④東海記念病院
（災害連携病院）

⑤春日井市医師会

(1)市からの要請に基づく医療救護所への医療救護班、歯科医療救護班又は薬剤師の派遣
(2)会員の安否確認

⑥春日井市歯科医師会

⑦春日井市薬剤師会

春日井市から協定に基づく要請があった場合

①傷病者に対する診断と応急処置
②傷病者の後方医療機関への転送の要否と転送順位の決定
③助産
④死亡の確認と検案
⑤死体の処置

①傷病者に対する診断と応急処置
②傷病者の後方医療機関への転送の要否と転送順位の決定
③遺体の検案

①物資の供給
②医療救護
③医薬品供給拠点等における医薬品等の仕分け
④物資の運搬
⑤薬剤師の輸送



⑧春日井市（災害対策本部）

救護福祉部救護班
（春日井市役所内）

医療救護所

⑨春日井市休日・平日夜間急病診療所
（春日井市総合保健医療センター内）

市内9か所の防災拠点

⑩消防公安部（消防本部）
（春日井市役所内、市内消防署・出張所）

(1)三師会への医療救護等要請・連携
(2)医療救護所の総合調整
(3)避難者の健康管理対策

(1)軽症者への受入・治療
①味美・②西部・③南部・④高蔵寺ふれあいセンター、
⑤鷹来・⑥坂下公民館、⑦総合福祉センター、
⑧グリーンパレス春日井、⑨東部市民センター

(1)消防活動・救助活動

春日井市で震度5強以上の地震が発生した場合

①医療救護所巡回班の派遣（保健師等の専門職チーム）
②他市応援保健師の受入れ

①市民病院と連携し、傷病者のトリアージを行う。
②軽症者について、春日井市が休日・平日夜間急病診療所に開設した救護所において、医師会の医療救護班の応援を受け対応する。

軽症者について、春日井市が防災拠点9か所（＋避難所）に開設した救護所において、三師会の応援を受け対応する。

①地域防災計画で定める救護福祉部若しくは医師会の医療救護班等により、救護所設置がされるまでの間、応急的に消防署敷地内に仮救護所を設置。
②救急出場
③震度6弱以上を観測した場合は、火災対応活動に重点を置き活動（春日井市震災対応消防計画に定める）